

ID: 1558

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	措置命令		
法令名 根拠条項	農地法 第42条第1項		
法令番号	昭和27年法律第229号		
【基準】 法第42条第1項の規定による。 (措置命令) 第42条 市町村長は、第32条第1項各号のいずれかに該当する農地における病虫害の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日